AE_{20} ＝ 0.01354

AE_{21} ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

AE_{22} ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.015

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.017

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.037

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.074

AE_{23} ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

AE_{24} ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049

AE_{25} ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

AE_{20} ＝ 0.01354

AE_{21} ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.037

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

AE_{22} ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.015

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.017

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.037

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.074

AE_{23} ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

AE_{24} ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035

エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049

AE_{25} ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014